

財政状況を改善するために

①医療費適正化の推進

◇ジェネリック医薬品（後発医薬品）はこれだけ安い！

ジェネリック医薬品の価格は、新薬の**2割～8割**程度で、有効成分は新薬と同じです。受診の際、医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えください。ジェネリック医薬品希望カードを、住民課、各住民サービス室で配布しています。

◇特定健診・特定保健指導の実施

特定健診は受けられていますか？定期的に健診を受けて、病気を予防しましょう！日程など詳しくは 保健衛生課（☎34-8710）までお問い合わせください。また、1日人間ドックの助成も行っています。生活習慣病をはじめとする、病気の早期発見や早期治療、健康維持のため、ぜひご利用ください。詳しくは 住民課（☎34-8708）まで。

②保険税率の見直し

国保に加入している皆さんの医療費を確保し、これからも国保を継続していくために、平成26年度から保険税率の見直しを行います。

これまでは基金（貯金）を取り崩すなどして対応してきましたが、貯金も底を突きました。しかし、これからの医療費は増加する傾向にあります。一般会計からの繰入を行い、医療費の不足分を補いつつ、税率の見直しにより国保の安定化を図ります。今後の国保の安定した運営のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇税率改定についての諮問および答申

町では、平成25年11月28日、平成26年度の国保税の税率改定について、町国民健康保険運営協議会に諮問しました。町国民健康保険運営協議会で審議され、11月29日に答申があり、議会（12月定例会）に諮りました。改定前と比べて、平均8%ほど増額となる見込みです。

改定の詳細については、広報えちぜん4月号でお知らせします。



国保への加入・脱退の手続きはお済みですか？
職場の健康保険に加入・脱退しても、**自動的に手続きは行われません。**
健康保険に加入している家族の扶養になった・扶養を外れた場合も、国保加入・脱退の手続きが必要です。

加入の手続きを忘れていました…。すぐ病院に行きたいのだけれど、保険証はいつもらえますか？ 国保税はいつ支払えばいいの？



保険証は、手続き後、すぐにお渡しできます！
国保税は1年分の納付書を7月に送ります。7月から翌年2月まで毎月1回、計8回に分けて納めていただきます。一括納付も可能です。
年度途中（7月以降）に加入手続きされた場合は、原則として、手続き後の翌月に納付書を送ります。
（例：9月 加入手続き → 10月 納付書送付、10月～翌年2月で納付）
役場やコミュニティセンターはもちろん、コンビニや金融機関でもお支払いいただけますので、納期限までに納めてください。
その他、不明な点は 税務課（☎34-8709）までお問い合わせください。

支えあい 国民健康保険

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険や船員保険などの公的な健康保険に加入していない人が入る保険制度です。

3割または2割の負担でお医者さんにかかることができるのは、国保に加入者している人が出し合うお金（国民健康保険税）や、国・県からの交付金などを、残りの医療費に充てているからです。

国民健康保険はみんなで支えあう制度です。

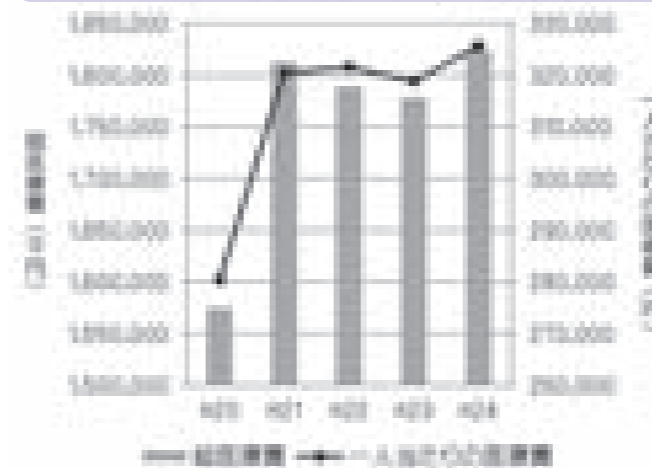
【加入する人の具体例】

自営業・農家・会社を退職して年金で生活している人・
社会保険の扶養でない主婦や学生など

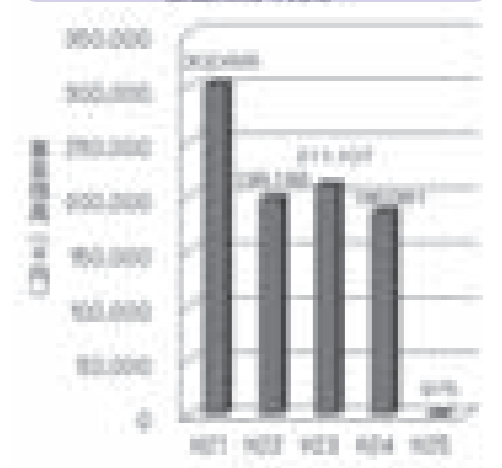
国民健康保険事業の財政状況について

これまで国保税と、積み立ててきた基金（貯金）を取り崩して、医療費に充ててきました。しかし、医療費が伸びる一方で、**基金は平成25年度で底を突く見込みです。**

毎年度の国保事業・一人当たりの医療費の増減



基金残高の増減



医療費は21年度で一度大きく増加し、23年度には一旦下がりましたが、翌24年度には過去最高の18億2,400万円となりました。
一人当たりの医療費も21年からは30万円を超え、24年度は一人当たり平均32万5,600円の医療費がかかっています。

上のグラフを見たら、基金も25年度でほとんどなくなってしまうのね…
医療費が増え続けるのに、貯金がなくて、これからどうなるのかしら…



高齢化社会、医療技術の発達など、今後も医療費の伸びは見込まれます。
このままでは越前町の国保の運営が成り立たなくなってしまうため、皆さんに納めてもらう国保税の負担も見直しをしなければいけません。
病気は、いつなるかわかりません。国保税をきちんとおさめて、国保運営の維持のため、ご協力をお願いします。